

栄章候補推薦基準

平成24年12月 1日制定
 平成25年12月 1日一部改正
 平成26年12月 1日一部改正
 平成28年 2月20日一部改正
 平成28年11月26日一部改正

◎日本陸上競技連盟関係

1 秩父宮章

- ① (公財)日本陸上競技連盟「秩父宮章推薦基準」(別表)によるが、長野陸上競技協会としては理事以上を歴任し、特に功績のあった者の中から推薦する。
- ② 受賞者の年齢は50歳以上とする。(当該年度の3月31日を持って算定する)。
- ③ 会員であること

別表

区分	内容	役職	年数・その他	備考
本部		(1)会長、副会長、専務理事	2年	
		(2)本部長、顧問、審議員、監事、理事 専門委員(部)長、評議員、専門副委員長	4年	
地方	地域陸協	(1)会長、副会長、理事長 (2)理事、専門委員(部)長、コーチ (3)顧問、参与		
	加入団体	(1)会長、副会長、理事長 (2)理事、顧問、参与、専門委員、コーチ (3)加入団体(クラブ)(会長、副会長、理事) (4)学校、会社、事業所の部長・監督	5年 5年 10年 10年	
本部・地方共通		(1)競技場管理、用器具、施設の改良 (2)審判、競技技術の進歩に寄与 (3)協力団体役員 (4)浄財寄付	10年 10年 6年	特に功績顕著なる者

2 高校優秀指導者章

- ① 高校生又は18歳未満の勤労競技者の指導者(毎年各加盟団体に1名)。
- ② 長野陸上競技協会指導者功績章を受章した者の中から推薦する。
- ③ 全国大会(全国高校、国民体育大会、日本実業団、日本選手権、U18日本選手権など)で上位入賞の選手を指導したもの。
- ④ 指導者としての経験が豊富で、長野陸上競技協会に役員等で貢献している者。

3 中学優秀指導者章

- ① 中学生競技者の指導者(毎年各加盟団体に1名)。
- ② 長野陸上競技協会指導者功績章を受章した者の中から推薦する。
- ③ 中学生の全国大会(全日本中学、通信陸上、ジュニアオリンピックなど)で上位入賞の選手を指導した者。
- ④ 指導者としての経験が豊富で、長野陸上競技協会に役員等で貢献している者。

4 高校優秀選手章

- ① 高校生又は18歳未満の勤労競技者(毎年各加盟団体に1名)。
- ② 全国大会(全国高校、国民体育大会、日本実業団、日本選手権、U18日本選手権など)で上位入賞した者。
- ③ 長野陸上競技協会に貢献度の高い競技者。

5 中学優秀選手章

- ① 中学生競技者(毎年各加盟団体に1名)。
- ② 中学生の全国大会(全日本中学陸上、通信陸上、ジュニアオリンピックなど)で上位入賞した者。
- ③ 長野陸上競技協会に貢献度の高い競技者。

6 少年少女陸上競技指導者表彰(安藤百福記念章)

- ① 少年少女の陸上競技の指導者として、その育成や普及に特に功労のあった者。
- ② 毎年、各都道府県陸上競技協会より1名。

◎長野陸上競技協会関係

この協会の贈与する栄章及び諸記録章に関する規程第3条(栄章贈与の区分)のうち、1 功労章、2 勲功章、3 特別功績章、4 審判員功労章、5 指導者功績章、6 地域スポーツ振興章の候補推薦について次の基準を設ける。

1 功労章(毎年若干名)

以下のいずれにも該当する者

- ① この協会の役員または評議員を歴任したものでこの協会に功労のあった者。この協会の役職に6年以上従事した者
- ② 50歳以上の者(当該年度の3月31日を持って算定する)。

2 勲功章

以下のいずれにも該当する者

- ① 全国大会(「優秀選手表彰規程」別表1.2に規定する大会)の入賞者及びチームで、この協会に貢献度の高い競技者。
- ② 現在この協会に登録している競技者、又は、ふるさと選手制度による競技者。
- ③ 受章は1人1回限りとする。

3 特別功績章

以下のいずれにも該当する者

- ① この協会に多額の金品(20万円以上)を寄付した者。
- ② この協会会員として多年にわたり(通算30年以上)この協会発展に貢献された者。但し、規程第3条(栄章区分)のうち、功労章、勲功章、審判員功労章、指導者功績章、及び地域スポーツ振興章受章者は除く。

4 審判員功労章

以下のいずれにも該当する者

- ① 審判員として多年にわたりこの協会に功労のあった者。(10年間に150回以上出席)
- ② 最近3年間に審判員として60回以上出席し、そのうちこの協会主催の競技会における審判経験12回以上のもの。
- ③ 日本陸連S級公認審判員の資格を有する者。但し、60歳を越えたA級審判員及びA級審判員で10年を経過し、55歳に達した者はその資格を有する。(当該年度の3月31日を持って算定する)

5 指導者功績章

以下のいずれかに該当する者

- ① 優秀選手(勲功章、中学優秀選手章及び高校優秀選手章を受章するような選手)又は団体(学校、クラブ、及びチームなど)を10年以上にわたり指導育成した者。
- ② 35歳に達した者(当該年度の3月31日をもって算定する)

6 地域スポーツ振興章

以下のいずれにも該当する者

- ① 学校、クラブ、及びチームなどの運営や選手育成に10年以上関わり、地域スポーツの振興に貢献した者。
- ② 35歳に達した者(当該年度の3月31日をもって算定する)

◎長野県体育協会関係

有功章個人の部は、長野陸上競技協会功労章を受章した者の中から推薦する。

◎長野県スポーツ振興功績者表彰審査選考基準

長野県体育協会の改正に合わせ、掲載する。

附 則

本推薦基準は平成24年12月1日から施行する。

本推薦基準は平成28年2月20日から施行する。(長野陸協関係6を追加)

本推薦基準は平成29年4月1日から施行する。(長野陸協関係1～5変更)

***** (公財) 長野県体育協会 表彰規程 *****

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人長野県体育協会（以下「この法人」という。）定款第4条第7号の事業の実施について必要な事項を定める。

(表彰の対象者)

第2条 この法人は、この規程の定めるところによりスポーツの振興に功績のあった次の各号に該当する個人又は団体を表彰する。

- (1) スポーツ関係役員で多年にわたりその役職に従事し、誠実熱心にスポーツの振興に貢献したもの。
- (2) 競技会において特に優秀な成績を収めたもの及び競技界に功績があった指導者並びに競技者で他の模範となり、特に表彰に値すると認められるもの。
- (3) 前各号に該当しないがスポーツの振興について、特に表彰すると認められるもの。

(表彰の内容)

第3条 表彰の内容は次のとおりとする。

- (1) 有功章 前条第1号に該当する個人又は団体
- (2) 栄光章 前条第2号に該当する競技者
- (3) 勲功章 前条第2号に該当する指導者

(有功章の要件)

第4条 前条第1号に規定する表彰は、次の要件を満たし、加盟団体から推薦がある個人又は団体とする。

- (1) 表彰時の年度末における年齢が55歳以上の者。
 - (2) 推薦のあった団体の役職に10年以上にわたり従事し、功績のあった者。ただし、学校体育団体においては、副理事長以上の職を2期4年以上あるいは専門委員長10年以上従事し、功績のあった者
 - (3) 活動及び運営が定期的、計画的及び組織的に行われている団体
 - (4) 活動の内容が地域等のスポーツ振興に貢献しているとともに、他の団体の模範となる団体
 - (5) 設立から10年以上にわたる実績があり、活動が年々向上していると認められる団体
- 2 前項第2号の団体の役職は、原則として、郡市以上の役職とする。
- 3 加盟団体からの候補者推薦は、原則として1名とする。ただし、特別の事情がある場合は、2名までとする。

(栄光章の要件)

第5条 第3条第2号に規定する表彰は、次のいずれかに該当し、加盟団体から推薦がある個人又は団体とする。

- (1) 国民体育大会（これに準ずる競技会を含む。以下「国民体育大会等」という。）において、2年連続優勝した競技者又は団体
- (2) 国民体育大会等において、3年以上上位入賞した競技者又は団体
- (3) 国民体育大会等において、6年以上にわたり入賞した競技者又は団体
- (4) オリンピックに出場した者又は世界選手権、ワールドカップ又はアジア大会において特に優秀な成績を収め、他の模範となる競技者又は団体

(勲功章の要件)

第6条 第3条第3号に規定する表彰は、次の要件を満たし、加盟団体から推薦がある者とする。

- (1) 前条の栄光章の基準に該当する競技者を育成し、かつ、当該競技団体の発展に寄与している指導者
- (2) 表彰時の年齢が、原則40歳以上である指導者

(受賞の制限)

第7条 第3条に掲げる各章の受章は、1人又は1団体それぞれ1回限りとする。ただし、オリンピック入賞者又は構成員が変わった団体は、この限りではない。

(被表彰者の決定)

第8条 第2条各号に該当する者がいる場合は、この法人に加盟する加盟団体の長は、毎年10月末日までに表彰の内申に係る書類を理事長に提出しなければならない。

2 この法人が推薦する個人又は団体については、第1項の内申がなくとも表彰することができる。

3 被表彰者は、第1項の書類に基づき、この法人の理事会において決定するものとする。

(表彰の方法)

第9条 表彰は、毎年1回表彰状を授与するものとし、副賞を付与することができる。

2 表彰は、理事長が必要と認めるときは随時行うことができる。

(補則)

第10条 第4条第1項第2号に規定する役職とは、会長、副会長、理事長、副理事長、専務理事、常務理事、常任理事、理事、監事、競技団体の支部長及び各専門委員長以上とする。

2 前項の役職は、会長、副会長、理事長、専務理事、副理事長、常務理事、競技団体の各専門委員長のいずれかの役職を現在あるいは過去において経験した者に限る。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、理事会の決議により行う。

附則 この規程は、昭和45年5月2日より施行する。

附則 この規程は、平成元年4月1日から施行する。

規程改正経過 昭和27年4月1日制定、一部改正：S41年3月26日、S52年4月25日、S57年7月5日、H元年3月23日

附則 この規程は、公益財団法人の設立の登記の日から施行する。

附則 この規程は、平成27年6月2日より施行する。